

公益財団法人 公益法人協会 第 11 回理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案

『東北地方太平洋沖地震』被害者緊急支援のための救援基金に係る寄附金募集」の件

標題寄附金の募集を、当協会「寄附金等取扱規程」第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「特定寄附金」の募集として実施すること(公益目的事業 1 のうち「寄附文化の醸成にも寄与する事業」)。詳細は別添「特定寄附金募金目論見書」を参照のこと。

第 2 号議案

『東北地方太平洋沖地震』被害者緊急支援のための救援基金に係る寄附金として平成 22 年度に 100 万円の支出を行う」件

標題寄附金として平成 22 年度内に、法人会計から 100 万円を支出すること。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 太田達男

3 理事会の決議があったものとみなされた日 平成 23 年 3 月 30 日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事 金沢俊弘、鈴木勝治

理事総数 15 名 (同意書別添のとおり)

監事総数 3 名 (同意書別添のとおり)

平成 23 年 3 月 25 日、理事 太田達男 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき平成 23 年 3 月 30 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般法人法第 96 条(定款第 50 条)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第 1 号議案及び第 2 号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成 23 年 3 月 30 日

理事 太田 達男
理事 金沢 俊弘
理事 鈴木 勝治

「東北地方太平洋沖地震」被害者緊急支援のための救援基金に係る寄附金募集について

(募集の対象、理由及び資金使途)

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は想像を絶する大きな被害を与えていた。

そこで、公益財団法人公益法人協会では、公益法人はじめ各非営利団体並びに個人の方々から下記要領により緊急支援のための救援基金を募集する。

救援基金への寄附金は、救援活動に従事する公益法人・特例民法法人・特定非営利活動法人を中心とする非営利団体や被害を受けた現地福祉施設などに配分するが、寄附金総額によっては他の同種の募金団体に一括寄附することとする。

この募金活動が、日本における寄附文化のより一層の普及に役立つことを願う。

記

1 寄附金の総額及び単位

総額 6に記した募集期間中に集めた金額とする

単位 ・公益法人・特例民法法人 一口以上 一口：10,000円
・その他の法人及び個人 一口以上 一口： 2,000円

寄附金は、額面の100%を被害者支援として使用するために、必要経費は公法協で負担する。

2 振込口座

みずほ銀行 駒込支店（銀行コード：0001、支店コード：559）普通預金口座 1148569

口座名義 公益財団法人 公益法人協会大震災救援基金口 (カエギ・イダソホウジン カエギホウジンキカイ・イシキイキカエキシングチ)
(振込手数料は振込者負担)

3 申込方法

申込書を印刷し、所定の事項をご記入の上ファックス又はメール添付ファイルで下記に送る。

ファックスの場合 03-3945-1267 (担当・総務課長 加藤)

4 寄附者氏名の公表等

1) 公益法人協会ホームページに掲載する法人名(氏名)及び金額

(匿名希望の場合は、その旨の申し出を受ける)

2) 寄附金受領先に通知する法人名(氏名)及び金額

(匿名希望の場合は、その旨の申し出を受ける)

5 救援基金の配分

公益法人協会内に設ける有識者から構成する配分委員会により、適切な配分先を決定する。

6 募集期間

救援基金の募集の期間は、開始の日から平成23年9月30日(金)までとする。

7 「基金口」の指定について

当救援基金は、公益法人協会及び募金趣旨に賛同した公益法人協会以外の全国団体等が独自に呼びかける募金を、個別の「個別基金口(ベビーファンド)」として分別管理する「集合基金」(マザーファンド)とし、寄附申し込みの際に基金口の指定を受ける。